

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、綾歌郡仁池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）仁池地区）を行うことについて平成30年10月25日認可した。

平成30年11月2日

香川県知事 浜 田 恵 造